

# 上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針の整理

●：許認可済み、○：申請中、－：申請対象外

No	変更案件	概要	許認可		保安規定変更		備考	上流規制（設置許可） 該当ページ
			設置許可	(設)工認	1,2号	3,4号		
1	・1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の重大事故等対処設備の設置及び体制の整備等	・新規制基準適合に係る変更	● ・平成28年4月20日付け原規規発第1604201号	● ・平成28年6月10日付け原規規発第1606104(5)号	○	●	新規制一括	全般
2	・1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映 ・1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の内部溢水による管理区域外への漏えいの防止に関連する記載事項の変更	・アユルス空気再循環設備等の設置に係る変更 ・溢水源として考慮すべき事象、設備の範囲の拡張に係る変更	● ・平成30年12月12日付け原規規発第1812122号	● ・令和元年6月21日付け原規規発第1906217(8)号 ・平成31年1月28日付け原規規発第1901281(2)号	○	●		資料3-1521,1523,1524 (KK67知見反映) 資料3-394 (内部溢水による漏えい防止)
3	・安全保護系設定値の見直しに伴う変更	・1号炉及び2号炉の安全上保護すべき値（安全解析使用値など）に安全余裕を考慮した値に保安規定値を変更	－	－	○	●		
4	・安全保護回路デジタル化に伴う変更	・1号炉及び2号炉の安全保護回路のデジタル化に伴い、設定値に付されている誤差の記載を削除	● (No.1と同じ)	● (No.1と同じ)	○	●	新規制一括を含む	
5	・1号炉及び2号炉の取替燃料集合体最高燃焼度の変更	・1号炉及び2号炉において、燃料集合体最高燃焼度制限を引き上げた高燃焼度燃料（燃料集合体最高燃焼度55,000MWd/t）を導入することに伴う変更	● ・平成22年04月19日付け平成20・08・12原第33号	● ・平成24年3月29日付平成24・02・07原第10(11)号	○	－		運転上の制限に係る記載であるため、資料1別紙-2（LCO、AOT及びサーベイレランスの設定）にて上流文書との整合を示す。
6	・1号炉及び2号炉の中央制御盤取替等に伴う変更	・1号炉及び2号炉の中央制御盤取替等に伴う盤名称等の変更	● (No.1と同じ)	● (No.1と同じ)	○	－	新規制一括を含む	
7	・管理区域図の変更	・内部溢水対策としての主蒸気・主給水配管区画化及び、格納容器上部にドーム状の鉄筋コンクリート造の上部遮蔽を設置する工事に伴い管理区域図を変更	－	－	○	－		
8	・1号炉及び2号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）の設置 ・1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の重大事故等対処設備及び体制の一部変更（SA高度化）	・蓄電池（3系統目）の設置に係る変更 ・SA高度化に係る変更	● ・令和元年9月25日付け原規規発第1909253号	● ・令和2年2月19日付け原規規発第2002192(3)(4)(5)号	○	○	SA高度化のみ（蓄電池(3系統目)は別申請)	資料3-1594~1656 (送水車導入によるSA手順変更) 資料3-19,20,883,884 (送水車導入による要員数変更)
9	・1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉における中央制御室、緊急時対策所、特定重大事故等対処施設等に対して、有毒ガスの発生に対する防護方針の追加	・有毒ガス発生時の対応に係る変更	● ・令和2年1月29日付け原規規発第2001292号	● ・令和2年3月30日付け原規規発第2003304(5)号	○	●	T12有毒ガスのみ（T12特重有毒ガス防護は別申請）	資料3-659,813,869 (高浜1,2号炉への防護対象拡大に伴う変更)
10	・1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応	・津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る変更	● ・令和2年12月2日付け原規規発第2012026号	○ (審査中)	○	○		資料3-275,278~280,282~285,298~302(耐津波設計) 資料3-438 (電巻防護) 資料3-867 (手順)
11	・1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉における地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持	・燃料被覆管の閉じ込め機能要求追加に係る変更	●	●	－	－		
12	・1号炉及び2号炉 大容量ポンプ及び送水車使用時の停止位置変更	・大容量ポンプ及び送水車の使用時の停止位置変更	－	●※1	－	－	※1 手続き不要と判断	
13	・中央制御室の居住性評価への1~4号炉同時被災の反映	・1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の同時被災を考慮した場合の重大事故等時の居住性に係る被ばく評価について、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更	－	○	－	－		
14	・1号炉及び2号炉設備の外部遮蔽が要求される時期を明確化	・高浜1、2号炉の外部遮蔽について、共用時期及び共用範囲について明確化	－	●※2	－	－	※2 軽微変更届出	